

2026年2月27日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中
令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件
原告 柴田 外3名
被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	野	隆	同	宮	村	啓	太
	同	谷	口	太	同	井	桁	大
	同	趙	誠	峰	同	吉	田	京
	同	亀	石	倫	同	小	林	英
	同	鵜	飼	裕	同	戸	田	善
	同	志	塚	永	同	馬	淵	未
	同	安	藤	光	同	平	岡	百
	同	齋	藤	賢	同	南	里	俊
	同	太	田	こ				も
				も				も

準備書面 (9)

【刑訴法において身体拘束が最終手段とされていないことの 自由権規約違反】

本書面では、身体拘束は、保釈等の非拘禁措置によって代替することができない場合に限り許容される最終手段として規定され、かつ、そのように運用されるべきであるにもかかわらず、刑訴法が①被疑者段階において保釈その他の非拘禁的代替措置を定めておらず（請求原因の追加）、また、②被告人段階において最終手段として用いられない運用を許容する規定となっていることが、自由権規約及び憲法に違反すること（訴状48頁）を主張し、第4回口頭弁論期日における原告らの口頭弁論を準備する。

第1 身体拘束は非拘禁措置で代替することができない場合に限り許容される最終手段であること

1 自由権規約及び自由権規約委員会の解釈

(1) 自由権規約9条3項

自由権規約9条3項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。」と規定している。

同項は、裁判前の身体拘束を例外的措置として位置付け、出頭確保等の目的は、保釈その他の条件付き釈放によって達成され得ることを前提としている。

(2) 自由権規約の解釈

ア 勾留の例外性は被疑者段階においても妥当すること

自由権規約委員会は、同規定に関し、一般的意見第35号（甲A19）パラグラフ38において、「裁判に付される者の抑留は、原則ではなく例外でなければならぬ」と説明し、また、同規定は「被告人が起訴された後に適用されるが、起訴前の類似の要件は、第1項の恣意的な抑留の禁止から生じる」と述べている。このように、勾留が例外でなければならぬとの要請は、自由権規約9条1項を通じて被疑者段階においても妥当する。

イ 勾留は非拘禁的措置によって目的を達成できない場合に限られること

自由権規約委員会は、一般的意見第35号（甲A19）パラグラフ38において、「被告人の公判前の抑留は、一般的な慣行であるべきではない」とした上で、「公判係属中の抑留は、逃亡、証拠の工作又は再犯を防止する目的に照らし、すべての諸事情を考慮して合理性及び必要性があるという個別的な判断に基づくものでなければならぬ」ことを強調している。そして、自由権規約委員会は、「個別的な事情を考慮せずに、ある特定の犯罪で起訴された被告人は全員、公判前の抑留が必須だとすべきではない」とも明確にしている。

とりわけ重要なのは、自由権規約委員会が、裁判所には拘禁に代わる措置を検討する積極的義務があることを明確にしている点である。すなわち、「裁判所は、保釈、電子腕輪又はその他の条件といった公判前の抑留の代替措置により、当該事案において抑留の必要性がなくならないかどうかを審査しなければならぬ

い」とし、さらに、「公判前の抑留に必要性があるとする最初の判断がなされた後、可能な代替措置に照らして、引き続き合理性及び必要性があるといえるかどうかを判断する定期的な再審査がなされるべきである」と述べている。すなわち、非拘禁的措置で代替可能であるかどうかを常に検討することを要請しているのである。

ウ 小括

このように、自由権規約9条3項は、身体の自由の剥奪を例外的措置として位置付け、被疑者段階であるか被告人段階であるかを問わず、保釈その他の非拘禁的措置によって目的を達成することができない場合に限り、勾留が許容されることを要請している。

(3) 被疑者段階における非拘禁的代替措置に関する勧告

前記(2)の解釈は、自由権規約締約国による同規約の実施状況を監視する自由権規約委員会が、我が国を含む締約国に対し、繰り返し確認してきたものである。自由権規約委員会は、日本政府の定期報告書に関する総括所見において、我が国に対し、保釈その他の非拘禁的代替措置を受ける権利が認められていないことについて繰り返し懸念を表明するとともに、我が国を自由権規約の完全な遵守に導くため、再三にわたり、保釈その他の非拘禁的代替措置が適切に検討されるべきであると勧告してきた。

日本政府の第3回定期報告書に対する見解（1993年）（甲A87）として、自由権規約委員会は、「規約第9条、第10条及び第14条に規定される保障が、次の点において完全には守られていないことに懸念を有している。すなわち、公判前の勾留が捜査活動上必要とされる場合以外においても行われていること（中略）である。さらに、弁護人は、弁護の準備を可能とする警察記録にあるすべての関係資料にアクセスする権利を有していない。」と懸念を表明し（パラグラフ13）、「規約第9条、第10条及び第14条が完全に適用されることを保障する目的で、当委員会は、公判前の手続き（中略）が、規約のすべての要件に適合するようにされなければならないこと（中略）を勧告」した（パラグラフ19）。

日本政府の第4回定期報告書に対する見解（1998年）（甲A88）として、自由権規約委員会は、「第3回報告の検討の後に発せられたその勧告が大部

分履行されていない」と指摘した。さらに、「起訴前勾留は、警察の管理下で23日間もの長期間にわたり継続し得ること、司法の管理下に迅速かつ効果的に置かれず、また、被疑者がこの23日の間、保釈される権利を与えられていないこと」について、「第9条、第10条及び第14条に規定する保障が完全に満たされていないことに深く懸念を有する」と強調した。これを踏まえ、自由権規約委員会は、「日本の起訴前勾留制度が、規約第9条、第10条及び第14条の規定に従い、速やかに改革がされるべきこと」を「強く勧告」した。

日本政府の第5回定期報告書に対する総括所見（2008年）（甲A89）として、自由権規約委員会は、日本が「起訴前保釈制度を導入すべきである」と勧告した（パラグラフ18）。

日本政府の第6回定期報告書に対する総括所見（2014年）（甲A90）として、自由権規約委員会は、「締約国の第4回及び第5回の定期報告の審査後になされた勧告の多くが実施されていない」とし、「起訴前に、保釈を受ける権利が認められていないことが…自白を強要する危険を強めている」ことについて「懸念」を表明した。そして、我が国に対し、「起訴前の拘禁中に、保釈など、勾留に代わる措置を、当然考慮する」措置を講じるよう勧告した（パラグラフ18）。

日本政府の第7回定期報告書に対する総括所見（2022年）（甲A91）として、自由権規約委員会は、「自由の剥奪の当初から保釈の権利が認められていないこと、国選弁護人選任の権利が尊重されていないこと、及び締約国が起訴前保釈制度の実施は不要であると表明していることに引き続き懸念を抱いている」と述べている（パラグラフ26）。また、「勾留の延長や（事実上の）再延長の要求が高い確率で許可されることにより、国内法で想定された期間を超えて公判前勾留がなされている」ことについても懸念を示している（パラグラフ26）。その上で、自由権規約委員会は、我が国に対し、「起訴前の勾留において、保釈などの非拘束的な代替措置を確保」することを勧告した（パラグラフ27）。

以上のように、自由権規約委員会は、我が国に対し、自由権規約9条3項に基づき、被疑者段階において、保釈その他の非拘禁的代替措置を確保するよう5回にもわたって勧告している。

2 非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）

上記1の最終手段性の原則は、「非拘禁措置のための国際連合最低基準規則（東京ルールズ）」（甲A92）によっても基礎付けられている。東京ルールズは、1990年にキューバのハバナで開催され、我が国が参加した第8回国連犯罪防止刑事司法会議において採択され、その後、国連総会により採択された指針（最低基準）である。これは、法的拘束力を有するものではないが、国際的コンセンサスを体現する規範的文書としての権威を有する。

(1) 東京ルールズにおける非拘禁的代替措置の要請

東京ルールズは、「訴追、公判又は刑の執行を受ける全ての者に対し、刑事司法運営のあらゆる段階において、適用される」（規則2.1）ものであり、加盟国に対し、「他の選択肢を用意して拘禁を減少させ、かつ、人権の遵守、社会正義の要求及び犯罪者の社会復帰のニーズを考慮して刑事司法政策を合理的なものとするために、自国の法制度において非拘禁措置を発展させる」ことを求めている（規則1.5）。さらに、「犯罪の性質及び重大性、犯罪者の人格及び背景並びに社会の保護と整合する一層の柔軟性を提供するため、また、不必要な拘禁の使用を回避するため、刑事司法制度は、公判前の処分から量刑（sentencing）後の処分に至るまで、非拘禁措置を幅広く提供すべきである」と定めている（規則2.3）。

東京ルールズは、公判前拘禁について、「刑事手続における最後の手段として、用いられるものとする」と強調している。そして、「公判前拘禁の代替は、可能な限り早い段階で用いられるものとする」（規則6.1）とし、「公判前拘禁は、本規則5.1に述べられている目的の達成に必要な期間を超えて継続してはならず、人道的に、かつ、人間の固有の尊厳を尊重して実施されるものとする」と定めている（規則6.2）。

ここにいう「公判前拘禁（pre-trial detention）」（規則6）とは、被疑者段階の勾留をも含む概念である。すなわち、前記のとおり、東京ルールズは、「訴追、公判又は刑の執行を受ける全ての者に対し、刑事司法運営のあらゆる段階において、適用される」ものである（規則2.1）。「訴追を受ける者」には、起訴前の被疑者も含まれる。東京ルールズに関する国連による逐条解説（甲A93の1、2）も、「東京ルールズの基本的目的の一つである非拘禁措置の促進が、手続のすべての段階、すなわち公判前段階、量刑段階、および一定期間の服役後の段階に、等しく適用されることを明確にしている。公判前拘禁に代わる非拘禁措

置の整備および活用は特に奨励されるべきである。」と解説している（甲A93の1・8頁赤枠部分）。また、同逐条解説は、「公判前拘禁」とは、「有罪判決を受けていない者の身体の自由を剥奪するものである」と定義している（甲A93の1・16頁）。この定義からも明らかなおとおり、「公判前拘禁」は起訴後の被告人に限定されるものではなく、起訴前の被疑者段階における身体拘束をも含む概念である。

(2) 東京ルールズが自由権規約を基礎とするものであること

東京ルールズは、自由権規約を明示的な基礎としている。東京ルールズを採択した国連総会決議45/110の前文（甲A94の1、2）は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約…に留意し（bearing in mind）」と述べており（甲A94の1・195頁赤線部分）、これにより、自由権規約が東京ルールズにおいて示された基準の規範的枠組み及び法的基礎であることが示されている。また、東京ルールズに関する逐条解説も、「東京ルールズは、世界人権宣言および市民的及び政治的権利に関する国際規約などの国際的に承認された人権文書の文脈において解釈されるべきである」としている（甲A93の1・3頁赤線部分）。

現に、自由権規約委員会は、自由権規約の締約国による同規約の遵守状況を監視する過程において、東京ルールズにも依拠してきた。ジンバブエ（甲A95の1、2）及びウガンダ（甲A96の1、2）の定期報告書に対する総括所見において、自由権規約委員会は、「身体の自由及び安全に関する委員会の一般的意見第35号（2014年）に照らし、締約国は、非拘禁措置を拘禁に代わる代替措置としてより広く適用すること等を通じて、公判前勾留の利用を大幅に削減すべきである」と述べるとともに（甲A95の1・7頁赤線部分）、「非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）に照らし、公判前勾留に代わる代替措置の利用可能性及びその活用を拡大し、その一環として当該代替措置を十分に考慮する」べきであると強調している（甲A96の1・7頁赤線部分）。

このように、東京ルールズは、自由権規約を基礎に置くものであるから、自由権規約9条3項は、東京ルールズの要請を踏まえて解釈されなければならない。

3 人権裁判実務が示す裁判前拘禁の原則

欧州人権裁判所や米州人権裁判所の裁判実務も、自由権規約9条3項と同様の内容を定める規定の下、勾留の最終手段性の原則を確認しており、国際的に確立

した人身の自由保障の基本原則となっている。なお、欧州人権裁判所による欧州人権条約の解釈が自由権規約に当たって補足的な手段として参考とされるべきであることは、原告準備書面(8)第3に記載したとおりである。

(1) 欧州人権裁判所¹

欧州人権裁判所は、勾留は例外的な措置でなければならず、保釈その他の非拘禁的代替措置が、立証された上で不十分である場合に限り、裁判前の身柄拘束が命じられ得るとの立場を一貫して示してきた。

ア 欧州人権条約の解釈

欧州人権条約5条3項(甲A84)は、自由権規約9条3項とほぼ同じ文言を用い、合理的な期間内に裁判を受ける権利又は司法手続の間釈放される権利を保障するとともに、「釈放に当たっては、裁判所への出頭の保証を条件とすることができる」と規定している。欧州人権裁判所は、同条に関するガイド(甲A97の1、2)において、「ある者について釈放又は拘禁の要否を判断するに当たり、当局は、公判への出頭を確保するための代替措置を検討する義務を負う(Idalov v. Russia [大法廷]、2012年、140段落)」と述べている(甲A97の1・42頁赤線部分)。さらに、「逃亡のおそれが保釈又はその他の保証によって回避し得る場合には、被告人は釈放されなければならない・・・(Vrenčev v. Serbia、2008年、76段落)」と述べている(甲A97の1・43頁赤線部分)。

イ 欧州人権裁判所の判決

また、欧州人権裁判所は、アナニエフほか対ロシア事件(Ananyev and Others v. Russia)(2012年)(甲A98の1、2)において、ロシアにおける「刑事手続の公判前段階における拘禁措置の不当かつ過度の利用」について検討した。裁判所は、同判決において、「裁判所はこれまで多くの判決において繰り返し判示してきたとおり、無罪の推定及び自由を原則とする推定の双方に照らせば、勾留は原則ではなく例外でなければならず、かつ、最後の手段としてのみ用いられるべき措置である」と改めて述べている(甲A98の1・59頁赤線部分)。さらに、裁判所は、「有罪判決に至るまでは被告人は無罪と推定されなけ

¹ 欧州人権裁判所は、1953年発効の欧州人権条約(European Convention on Human Rights)(ETS No. 005)に基づき創設された、欧州人権条約の違反を理由とする訴えに応じる欧州評議会(Council of Europe, CoEまたはCE)の司法機関である。

ればならず、被告人は、検察当局が収集した具体的事実及び証拠に照らして、(i) 犯罪を行ったとの合理的な嫌疑が存在すること、(ii) 逃亡し、再犯し、司法手続を妨害し、又は公共の秩序を害する重大な危険が存在すること、及び (iii) これらの危険が、保釈又は自由の剥奪を伴わない他の予防措置の利用によっては十分に軽減され得ないことが、説得的に立証された場合にのみ、勾留され得る」と判示した（甲A98の1・62頁赤線部分）。このように、欧州人権裁判所の確立した判例法理に照らせば、保釈その他の非拘禁的代替措置が不十分であることは、裁判前勾留を適法に課するための必要条件を構成する。

ウ 欧州評議会閣僚委員会による勧告

欧州人権裁判所の判例法理に加え、欧州評議会²閣僚委員会も、非拘禁的措置を優先すべきことを明示的に指示している。同委員会は、勧告第R(99)22（甲A99の1、2）において、「被疑者に特定の住所に居住する義務を課す措置、特定の場所への出入りの制限、保釈の付与、司法当局が指定する機関による監督及び援助など、公判前拘禁に代わる措置が可能な限り最大限に活用されるべきである」と述べ、さらに、「特定の場所にとどまる義務の遵守を電子監視装置によって監督する可能性についても留意すべきである」としている（甲A99の1・2頁赤枠部分）。

(2) 米州人権裁判所³

米州人権制度においても、裁判前における身体の自由の剥奪は、非拘禁的措置に厳格に従属するものでなければならないとされている。米州における被拘禁者の保護に関する原則及び最善慣行（甲A100の1、2）は、自由権規約及び東京ルールズを含む国際人権基準に基づき、締約国は、「身体の自由の剥奪に代わる又はこれに代替する一連の措置を、法律により確立しなければならない」と規定している（甲A100の1・4～5頁）。

この要請は、米州人権裁判所の判例においても確認されている。García Rodríguez et al. v. Mexico事件（2023年）（甲A101の1、2）において、同裁判所は、「身体の自由の剥奪が個人の行動の自由を制限する措置であることから、司法当局は、個人の権利に対する干渉の程度がより小さい他の法定の

² 欧州評議会は、1949年、民主主義や人権といった価値観を共有する西欧10か国が、加盟国間の協調拡大を目的としてストラスブール（仏）に設置した国際機関である。

³ 米州人権裁判所は、アメリカ大陸全体の人権を保護し促進するために1979年に設立された米州機構（OAS）の自治司法機関である。

手段では当該事件の手続的目的を充足するに足りないと判断する場合にのみ、そのような措置を科すべきである」と判示した（甲A101の1・42～43頁）。さらに、同裁判所は、「代替措置は利用可能でなければなら」ないこと、及び「被告人の公判への出頭を確保するために他の措置を用いることができない場合にのみ科すことができる」との確立した立場を改めて確認し、その理由付けを東京ルールズに明示的に依拠させるとともに、欧州人権裁判所の判例法理との整合性を指摘している（甲A101の1・42～43頁）。

(3) 小括

このように、勾留の最終手段性は、自由権規約9条3項と同趣旨の規律を有する各地域人権条約の解釈運用においても、欧州人権裁判所及び米州人権裁判所の判決等を通じて繰り返し確認されており、国際的に確立した人身の自由保障の基本原則となっている。

第2 被疑者保釈制度（非拘禁措置）が設けられていないことの立法不作為が憲法及び条約違反であること（請求原因の追加）

1 刑訴法に保釈その他の非拘禁的代替措置が設けられていないこと

刑訴法は、被疑者段階において、勾留の理由と必要性がある場合につき、保釈その他の非拘禁措置によって勾留を代替する制度を設けていない。

2 保釈その他の非拘禁的代替措置を設けていないことが自由権規約9条3項に違反すること

自由権規約は、前記のとおり、被疑者段階においても、勾留を原則とせず、保釈その他の非拘禁措置によっても出頭確保等の目的が達成できないかを検討すべきこと（勾留が最終手段であること）を要請している。それにもかかわらず、被疑者段階において一切の非拘禁措置を設けていない刑訴法は、自由権規約9条3項に違反し、条約遵守義務を定める憲法98条2項にも違反する。

3 国賠法上の違法性

法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合

などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。そして、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠るときは、上記の例外的な場合に当たるものと解するのが相当である（最高裁令和4年5月25日判決・民集76巻4号711頁参照）。

国民に保障されている被疑者段階での保釈の機会を確保するためには立法措置を取ることが不可欠であり、遅くとも、自由権規約委員会による4回目の勧告（甲A90）が発出された2014年（平成26年）7月23日にはそれが明白であった。それにもかかわらず、国会は、原告らが勾留されるまで正当な理由なく長期にわたってこれを怠っている。

したがって、上記立法不作為は国賠法上違法である。

第3 刑訴法89条1号、3号及び4号が身体拘束を最終手段として規定していないことの憲法・条約違反（訴状48頁）

1 刑訴法89条1号、3号及び4号の内容

刑訴法89条は、一定の場合に裁判官が保釈を許さないことができると定め、その1号は、被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合を、3号は、被告人が常習として長期3年以上の拘禁刑に当たる罪を犯した場合を、4号は、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合を、それぞれ権利保釈の除外事由として規定している。

2 最終手段性を担保していないことが自由権規約に違反すること

刑訴法89条1号、3号及び4号はいずれも、身体拘束が、出頭確保や罪証隠滅の防止を達成するための最終手段である場合に限り許容されるとの要件を定めておらず、そのような限定を上記各号の解釈によって導き出すこともできない。

とりわけ、刑訴法89条4号は、罪証隠滅の防止を目的としているものの、身体拘束が当該目的を達成するための最終手段とはいえない場合においても、身体拘束を許容し得る規定の定め方となっている。実際に、我が国における89条4

号の運用においては、立法過程で想定されていた「誰が見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合」のような罪証隠滅の蓋然性を有する場合に限らず、抽象的な「罪証隠滅のおそれ」を理由とした身体拘束の継続がなされていることは、訴状19～29頁に記載したとおりである。このような抽象的な「罪証隠滅のおそれ」は、保釈その他の非拘禁的代替措置、例えば適切な保釈条件を定めた保釈で防止できる程度のものであるから、抽象的な「罪証隠滅のおそれ」を理由として身体拘束を継続する運用があることは、刑訴法において勾留の最終手段性が担保されていないことの現れである。

このように、上記各号は、規定の上でも、また運用の実態に照らしても、身体拘束を、適切な保釈条件を付した上での保釈その他の非拘禁的措置によって代替することができない場合に限定するものとなっておらず、身体拘束を最終手段とする自由権規約上の要請を制度として担保していない。したがって、上記各号は、自由権規約に違反する。

第4 結語

以上のとおり、自由権規約9条3項は、我が国に対し、身体拘束を、保釈その他の非拘禁的代替措置によって代替することができない場合に限り許容される最終手段とするよう義務付けており、現に、何度も勧告を行っている。それにもかかわらず、刑訴法が①被疑者段階において保釈その他の非拘禁的代替措置を定めておらず、また、②被告人段階において勾留が最終手段として用いられない運用を許容する規定となっていることは、自由権規約及び条約遵守義務を定める憲法98条2項に違反し、立法不作為の違法がある。

以上